

柏市民交流センター 指定管理者が行う提案事業のガイドライン

本資料は柏市民交流センターにおいて指定管理者が提案事業を実施する際のガイドラインを示すものです。本市では、指定管理者が持つ知見やネットワークなど様々なノウハウを活用いただくことにより、現在活動を行っている市民のみならず、①次代を担う、若年層や子育て世代等、今まで市民活動にかかわりが薄かった層の活動への参加と交流が促進されること、②市内の事業者や学校など地域の様々な主体と市民公益活動団体との連携や協働が推進されることを期待しています。ガイドラインを参考に、自由な事業提案をお願いします。

事業の実施にあたっては、オープンスペースを含む施設全体を有効に活用して行うこととしますが、施設の利用状況等に鑑みて、市民利用に支障のない範囲で本市の承認を得て実施するものとします。また、事業の実施にあたっては、事業内容に関する経験や知識を豊富に有する職員の配置に努めてください。

なお、提案があった事業について、市が審査で有益な事業であると評価した場合は、当該事業を市が指定管理事業として位置づけ、実施にかかる経費を指定管理料の中で事業費の上限を定めた上で負担します。

※なお、提案事業で得た収入について、市が承認した場合に限り、指定期間内においては、次年度以降の提案事業やその施設の効用を高める備品及び消耗品購入にも充てられることとします。ただし、最終年度満了時に精算し残額が発生した場合には市の収入となるため、指定管理者はすみやかに市への納入をお願いします。

市民公益活動への理解や参加の促進		
市民参加型事業	<p>市民公益活動の裾野の拡大を図るため、市民公益活動への参加のきっかけとなる機会を提供する。<u>特にリタイア準備世代や学生を含めた若者など、より多世代、多様な市民の利用や交流を促進する。</u>なお、事業の実施にあたり、多忙な学生や現役世代を考慮した仕組みとして、インターネットを活用した映像配信やチャット機能などオンラインを活用した内容を検討し、より多くの参加機会を創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動や地域との関わりが薄く、地域デビューを意識し始める50代の現役世代を対象に駅前という好立地を活かした事業を行い、近い将来に地域で活躍する人材の育成を行う事業 多くの学生が自習目的で集う現状を考慮し、学生をターゲットにした仕掛けや交流イベントの実施など、若者世代の新たな利用や交流を促進する事業 	<p>年4回程度</p> <p>年間事業費の上限額は100万円程度</p>
地域の様々な主体と市民公益活動団体の連携・協働の推進		
連携・交流事業	<p>市民公益活動団体と地域の様々な主体及び市民公益活動団体相互の交流の機会を提供する。<u>特に市内で地域貢献活動に取り組む事業者や学校等と市民公益活動団体との情報交換や交流を通して、新たな連携や協働を創出する。</u></p> <p>①展示スペースの提供等による市内企業等の社会（地域）貢献活動のPR機会の提供</p> <p>②市内の企業や学校等と市民公益活動団体との連携・協働事業の企画及び実施</p> <p>③まちづくりステーションを活用した交流機会の創出</p> <p>※①～③含めて実施すること。</p>	<p>年2回程度</p> <p>年間事業費の上限額は50万円程度</p>